

会 議 録

第 1 2 回宮古島市教育委員会 (定例会) ・ 臨時会)

日 時	平成 2 6 年 3 月 2 5 日 (火) 午後 2 時 0 0 分 開会
場 所	城辺庁舎インキュベート室
出席委員名	委員長 佐平 博昭 委員 佐和田 貴美子 委員 野原 敏之 委員 佐和田 勝彦 教育長 宮國 博
欠席委員名	
説 明 員	教育部参事 與那嶺 大 学校教育課長 亀川 昌彦 生涯学習振興課補佐 又吉 察 中央公民館補佐 与那覇 剛也 平良図書館長 砂川 隆
事 務 局 員	教育部長 田場 秀樹 生涯学習部長 垣花 徳亮 教育総務課長 垣花 和彦 総務係長 松堂 英彦
欠席事務局員	

議 案 等	件 名	結 果
承認事項	会議録の承認について(平成 2 5 年度第 1 1 回定例会)	承認
承認事項	会議録の承認について(平成 2 5 年度第 7 回臨時会)	承認
承認事項	会議録の承認について(平成 2 5 年度第 8 回臨時会)	承認
報 告	教育長報告	—
議案第48号	宮古島市(久松・下崎・西原)地区公民館長の委嘱について	原案可決
議案第49号	宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程について	原案可決

議案第50号	宮古島市学びの基礎力育成支援事業実施要綱について	原案可決
議案第51号	宮古島市学びの基礎力育成支援事業推進協議会設置要綱について	原案可決
議案第52号	宮古島市学びの基礎力育成支援アドバイザーの勤務条件等に関する要綱について	原案可決
議案第53号	宮古島市立下地幼稚園「預かり保育」に関する運営管理規則を廃止する規則について	原案可決
議案第54号	宮古島市立幼稚園預かり保育条例施行規則について	原案可決
議案第55号	宮古島市立幼稚園預かり保育判定委員会設置要綱について	原案可決
議案第56号	宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第57号	宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第58号	宮古島市立学校給食共同調理場会計規程の一部を改正する訓令について	原案可決
議案第59号	宮古島市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第60号	宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第61号	宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第62号	宮古島市総合博物館管理規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第63号	宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第64号	宮古島私立図書館運営規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第65号	宮古島市教育委員会定期人事異動の承認について	承認

議案第66号	宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について	原案可決
議案第67号	宮古島私立教育研究所長の委嘱について	原案可決
そ の 他	3月定例議会一般質問要旨・答弁について	—
そ の 他	入学式における教育委員会告辞について	—

備 考		
-----	--	--

会 議 録

佐平委員長	<p>委員全員出席していますのでこれより平成25年度第12回教育委員会定例会議を開会します。</p> <p>※日程の前に平成26年3月20日付け教育委員として任命された新委員よりあいさつ</p> <p>野原 敏之委員 佐和田 勝彦委員</p>
佐平委員長	<p>それでは本日の議事日程に入ります。</p> <p>日程第1から日程第3まで前回定例会と臨時会の承認となっておりますので一括提案といたします。委員の皆さんの確認をお願いします。</p> <p>それでは会議録について、ご異義がなければ承認をお願いします。</p> <p>(異義なし)</p>
佐平委員長	<p>それでは異義がないようですので平成25年度第11回定例会、平成25年度第7回臨時会及び平成25年度第8回臨時会の会議録については、承認でございます。</p>
佐平委員長	<p>次に日程第4 教育長報告となっております。</p> <p>教育長より報告をお願いします。</p>
宮國教育長	<p>この件については総務課長から報告させます。</p>
教育総務課長	<p>※教育長報告（本日までの主な経過報告）について読み上げて報告</p>
佐平委員長	<p>教育長報告の中で詳しく確認をしたい日程がありましたら委員の発言をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
佐平委員長	<p>それでは次の議題に移ります。</p> <p>日程第5 議案第48号となっておりますが市長部局との調整や内示との関係から日程を変更して議案第65号 宮古島市教育委員会定期人事異動の承認について急ぎ審議する必要があるため先に議</p>

題として進めたいと教育長からの要請がありますが要請のとおり日程の変更をしてよろしいですか。

(はい)

それでは、議案第65号 宮古島市教育委員会定期人事異動の承認についてを議題といたします。なお、議案第65号については、人事に関する議題となりますので、秘密会が適当と思います。

議案第65号について宮古島市教育委員会会議規則第6条の規定により秘密会とすることにご異義ありませんか。

(異義なし)

佐平委員長

それでは、議案第65号については秘密会といたします。

※議案第65号については秘密会とし非公開とする。

佐平委員長

次に日程第5 議案第48号 宮古島市(久松・下崎・西原)地区公民館長の委嘱について事務局より提案と説明をお願いします。

宮國教育長

議案第48号宮古島市(久松・下崎・西原)地区公民館長の委嘱について提案いたします。提案理由 宮古島市公民館設置および管理に関する条例施行規則第4条第1項の規定により委嘱する必要があるため本案を提案します。

中央公民館
補佐

※別紙 宮古島市地区公民館長推薦名簿により説明。
この3名につきましては各自治会の推薦によって行われてこの形になりましたので宜しくお願いします。

佐平委員長

質疑がありましたら宜しくお願いします。

(質疑なし)

それでは議案第48号 宮古島市(久松・下崎・西原)地区公民館長の委嘱については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

佐平委員長

議案第48号については原案のとおり可決でございます。

日程第6 議案第49号宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程についてを議題とします。事務局より提案と説明をお願いします。

宮國教育長

議案第49号 宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程について別紙のとおり提案します。提案理由、文化財保護普及推進嘱託員を設置するには、規程を制定する必要があるため本案を提出します。

生涯学習振興課補佐

宮古島市文化財保護普及推進嘱託員設置規程についての説明をさせていただきます。

文化財保護普及業務を円滑かつ適切に実施するため嘱託員を設置するという事です。業務については指定文化財の保護普及推進にかかる計画および実施に関して必要な資料の作成、提出および指導に関する事、それから関係行政機関等との連絡調整に関する事、それから教育長が特に必要と認めた業務に関する事ということ事です。

それから身分につきましては地方公務員法に規定する非常勤の特別職といたします。推進嘱託員につきましては社会的人望があると共に文化財の保護について高度な知識を有し、かつ第2条に規定する業務を行うのに必要な熱意と識見を有するものの中から教育長から委嘱する。委嘱期間は1年以内といたします。

報償および費用弁償につきましては宮古島市特別の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する規則に入れます。

佐平委員長

質疑がありましたら宜しくをお願いします。

(質疑なし)

それでは議案第49号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

議案第49号については原案のとおり可決でございます。

佐平委員長

日程第7 議案第50号 宮古島市学びの基礎力育成支援事業実施要綱について提案と説明をお願いします。

宮國教育長	議案第50号宮古島市学びの基礎力育成支援事業実施要綱について上記の議案を別紙のとおり提案します。
学校教育課長	説明いたします。学びの基礎力育成支援事業で県の事業なんですけど沖縄本島、八重山も含めていくつかの市町村が今年から実施してまして宮古島市も認められて実施に向けて準備をしているところなんですけど、その実施に伴って要綱を制定する必要がありますので委員会の中で提案をいたしたいと思います。 ※別紙「宮古島市学びの基礎力育成支援事業実施要綱」を読み上げて説明。
佐和田貴美子 委員	アドバイザーはこれから決めるんですか。
学校教育課長	お願いはして引き受けてはもらっているんですが、指定園がまだです。色々難しいところがございまして今交渉しています。
佐和田貴美子 委員	ということは指定園もまだですか。
学校教育課長	はい、指定園がまだです。市内の平一、南、北、東、鏡原、久松小学校を含めて、その中から一園を指定していこうということで交渉しています。
野原委員	この事業は幼稚園から小学校に上がったからの適応、不適応そういうものをなくすための事業ですか。
学校教育課長	それもあります。平一小あたりは割と盛んに小学校1年に市立幼稚園も含めて交流を実施したり、そういうものを取り組んでいるところがあるんですけど、そういったものをもっと充実させたくて市として取り組んでいこうということです。 幼児期の部分に目を向けてその中で学びの基礎力というのを付けていくということに取り組んで行こうという大きな狙いがあります。
佐平委員長	質疑がありましたら宜しくお願いします。 (質疑なし)
佐平委員長	それでは議案第50号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

佐平委員長

議案第50号については原案のとおり可決でございます。

日程第8 議案第51号 宮古島市学びの基礎力育成支援事業推進協議会設置要綱について、議案第52号 宮古島市学びの基礎力育成支援アドバイザーの勤務条件等に関する要綱については関連する事業ですので一括提案をお願いします。

宮國教育長

議案第51号宮古島市学びの基礎力育成支援事業推進協議会設置要綱、議案第52号宮古島市学びの基礎力育成支援アドバイザーの勤務条件等に関する要綱について上記の議案を別紙のとおり提案いたします。

学校教育課長

※別紙「宮古島市学びの基礎力育成支援事業推進協議会設置要綱」「宮古島市学びの基礎力育成支援アドバイザーの勤務条件等に関する要綱」を読み上げて説明。

佐平委員長

では議案第51号及び議案第52号について質疑がありましたら宜しくをお願いします。

(質疑なし)

それでは議案第51号及び議案第52号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

議案第51号及び議案第52号については原案のとおり可決でございます。

佐平委員長

それでは日程第10 議案第53号 宮古島市立下地幼稚園「預かり保育」に関する運営管理規則を廃止する規則についてご提案をお願いします。

宮國教育長

議案第53号 宮古島市立下地幼稚園「預かり保育」に関する運営管理規則を廃止する規則について、上記の議案を別紙のとおり提案いたします。提案理由、宮古島市立幼稚園預かり保育条例の制定

<p>教育部長</p>	<p>に伴い規則を廃止する必要があるため本案を提出します。</p> <p>これまで宮古島市立下地幼稚園預かり保育の運営管理規則がありましたが、新たに預かり保育を進めるにあたって下地幼稚園の運営管理規則を廃止する必要があるということでの提案です。</p>
<p>佐平委員長</p>	<p>では第53号について質疑がありましたら宜しく申し上げます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは議案第53号については原案のとおり決定してよろしいですか。</p> <p>(異義なし)</p> <p>議案第53号については原案のとおり可決でございます。</p>
<p>佐平委員長</p>	<p>議案第54号、議案第55号については関連する事業ですので一括提案をお願いします。</p>
<p>宮國教育長</p>	<p>議案第54号、宮古島市立幼稚園預かり保育条例施行規則について提案いたします。提案理由、宮古島市立幼稚園預かり保育条例の制定に伴い条例施行規則を制定する必要があるため本案を提出いたします。</p> <p>議案第55号、宮古島市立幼稚園預かり保育判定委員会設置要綱について上記の議案を別紙のとおり提案いたします。提案理由、宮古島市立幼稚園預かり保育判定委員会を設置するには要綱を制定する必要があるため本案を提出いたします。</p> <p>宜しく申し上げます。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>※別紙「宮古島市立幼稚園預かり保育条例施行施行規則」「宮古島市立幼稚園預かり保育判定委員会設置要綱」を読み上げて説明。</p>
<p>佐平委員長</p>	<p>では議案第54号及び議案第55号について質疑がありましたら宜しく申し上げます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは議案第54号及び議案第55号については原案のとおり</p>

決定してよろしいですか。

(異義なし)

議案第54号及び議案第55号については原案のとおり可決でございます。

佐平委員長

では日程第13 議案第56号宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について提案と説明をお願いします。

宮國教育長

議案第56号 宮古島市教育相談室設置規則の一部を改正する規則について上記の議案を別紙のとおり提案します。

学校教育課長

現在教育相談室は4名体制でやっています。またスクールソーシャルワーカーも4名体制でやっているんですが、次年度ソーシャルワーカーの枠を6名に増やして教育相談員を2名に減にしようと考えています。2名に減にするにあたって、現在隔日で勤務しているんですが、逆に日数を増やしてでも連続していたほうが相談業務には非常にいいというところもあってこの形に変えるということで、それにあわせて規則のほうの一部改正ということで提案をしております。

佐平委員長

では第56号について質疑がありましたら宜しくお願いします。

(質疑なし)

それでは議案第56号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

議案第56号については原案のとおり可決でございます。

佐平委員長

では日程第14 議案第57号宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則についてご提案をお願いします。

宮國教育長

議案第57号 宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則について上記の議案を別紙のとおり提案します。

学校給食共同調理場長	<p>宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部を次のように改正する。</p> <p>※別紙「宮古島市立学校給食共同調理場管理規則の一部を改正する規則」を読み上げて説明。</p> <p>学校設置条例で来間中学校が廃校になったんですが、まだ管理規則の中で来間中学校が残っていますので、これを削るということです。</p>
佐平委員長	<p>では議案第57号について質疑がありましたら宜しくお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは議案第57号については原案のとおり決定してよろしいですか。</p> <p>(異義なし)</p> <p>議案第57号については原案のとおり可決でございます。</p>
佐平委員長	<p>日程第15 議案第58号 宮古島市立学校給食共同調理場会計規程の一部を改正する訓令についてご提案をお願いします。</p>
宮國教育長	<p>議案第58号 宮古島市立学校給食共同調理場会計規程の一部を改正する訓令について、別紙のとおり提案します。</p>
学校給食共同調理場長	<p>※別紙「宮古島市立学校給食共同調理場会計規程の一部を改正する訓令」を読み上げて説明</p> <p>各号の説明が不親切というか曖昧なものなどがあって、特に3号の学級閉鎖の場合その翌日からあるもんですから、なんで病気事故その他の理由では給食を受けない日は5日を超えた場合6日目からとあるのに、学級閉鎖の場合はその翌日からとあるかということで、よく学校給食担当の先生方とのやりとりがありまして、誤解を招くということで今回丁寧な説明ということで改正案を出してあります。</p>
佐平委員長	<p>では第58号について質疑がありましたら宜しくお願いします。</p>
野原委員	<p>保護者からのクレームがありますか。</p>

<p>学校給食共同調理場長</p>	<p>はい。</p>
<p>佐和田勝彦委員</p>	<p>逆にこれはクレームがあるんじゃないですか。</p>
<p>佐平委員長</p>	<p>翌日から日割りで算定するというのも分からない。</p>
<p>学校給食共同調理場長</p>	<p>第2号と合わないもんですからおかしいんじゃないかということです。実際は第2号の取り扱いでやっています。 病気で休んだら6日目から、学級閉鎖は翌日からだと意味が合わないということで、これも5日を超えて6日目から日割りで算定するというように改正したほうが現場も分かりやすいんじゃないかということです。</p>
<p>佐平委員長</p>	<p>それでは議案第58号については原案のとおり決定してよろしいですか。</p> <p>(異義なし)</p> <p>議案第58号については原案のとおり可決でございます。</p>
<p>佐平委員長</p>	<p>日程第16 議案第59号 宮古島市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について提案と説明をお願いします。</p>
<p>宮國教育長</p>	<p>議案第59号 宮古島市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について上記の議案を別紙のとおり提案します。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>今回、宮古島市奨学資金貸与条例の一部改正が市議会で可決されておりますので、それに伴って規則も改正するというように提案をしております。 規則に関連するものなんですけど条例のほうでこれまで貸与の対象となっていた各種学校を削るということで条例が改正されました。それに伴って規則のほうでも第2号と第4号を削るということになります。</p>
<p>佐平委員長</p>	<p>では議案第59号について質疑がありましたら宜しくお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>

それでは議案第59号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

議案第59号については原案のとおり可決でございます。

佐平委員長

日程第17 議案第60号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則についてご提案をお願いします。

宮國教育長

議案第60号 宮古島市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則について上記の議案を別紙のとおり提案します。

教育部参事

この議案については、昨年9月議会で下地中学校と来間中学校の統合が議決されましたので、それに伴いまして宮古島市の指定通学区域に関する規則の一部を改正する提案でございます。提案理由としましては宮古島市立来間中学校の廃校に伴い、来間中学校区を下地中学校区に変更するには規則を変更する必要があるため、本案を提出します。

佐平委員長

では第60号について質疑がありましたら宜しくお願いします。

(質疑なし)

それでは議案第60号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

議案第60号については原案のとおり可決でございます。

佐平委員長

日程第18 議案第61号 宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則についてご提案と説明をお願いします。

宮國教育長

議案第61号宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部

を改正する規則について、上記の議案を別紙のとおり提案します。

教育総務課長

提案理由にありますとおり、級別標準職務表の改正が行われております。それに伴いまして職名が一部削除されておりますのでそれに伴うものです。

佐平委員長

では第61号について質疑がありましたら宜しく申し上げます。

(質疑なし)

それでは議案第61号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

議案第61号については原案のとおり可決でございます。

佐平委員長

日程第19 議案第62号 宮古島市総合博物館管理規則の一部を改正する規則についてご提案と説明をお願いします。

宮國教育長

議案第62号 宮古島市総合博物館管理規則の一部を改正する規則について上記の議案を別紙のとおり提案します。

教育総務課長

これも先ほどの議案第61号 宮古島市教育委員会職員の職名に関する規則の一部改正に伴うものです。総合博物館管理規則の中にも博物館の職が定められておりますが、その中で主事補、学芸員補という職名があります。これも級別標準職務表の改正に伴って削除するということになります。

佐平委員長

では議案第62号について質疑がありましたら宜しく申し上げます。

(質疑なし)

それでは議案第62号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

	議案第 6 2 号については原案のとおり可決でございます。
佐平委員長	日程第 2 0 議案第 6 3 号 宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則についてご提案と説明をお願いします。
宮國教育長	議案第 6 3 号 宮古島市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、上記の議案を別紙のとおり提案いたします。
教育総務課長	行革の一環として、組織の改編に取り組んでおりますけれども、新年度から教育委員会も行革に伴う組織の改編が行われます。 (新旧対照表で説明)
佐平委員長	では議案第 6 3 号について質疑がありましたら宜しくお願いします。 (質疑なし) それでは議案第 6 3 号については原案のとおり決定してよろしいですか。 (異義なし) 議案第 6 3 号については原案のとおり可決でございます。
佐平委員長	日程第 2 1 議案第 6 4 号 宮古島市立図書館運営規則の一部を改正する規則についてご提案と説明をお願いします。
宮國教育長	宮古島市立図書館運営規則の一部を改正する規則について、上記の議案を別紙のとおり提案します。
平良図書館長	※別紙「宮古島市立図書館運営規則の一部を改正する規則」を読み上げて説明
佐平委員長	では議案第 6 4 号について質疑がありましたら宜しくお願いします。 (質疑なし) それでは議案第 6 4 号については原案のとおり決定してよろしい

	<p>ですか。</p> <p>(異義なし)</p> <p>議案第 6 4 号については原案のとおり可決でございます。</p>
佐平委員長	<p>日程第 2 3 議案第 6 6 号 宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について提案と説明をお願いします。</p>
宮國教育長	<p>宮古島市公民館運営審議会委員の委嘱について、上記の議案を別紙のとおり提案します。説明をお願いします。</p>
中央公民館補佐	<p>提案理由につきましては宮古島市公民館設置及び管理に関する条例第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定により委嘱する必要があるため、本案を提出します。</p> <p>条例上は 1 0 人以内となっており、学識経験者、学校教育・家庭教育・社会教育関係者等となっております。</p> <p>※別紙「宮古島市公民館運営審議会委員名簿」を読み上げて説明。</p>
佐平委員長	<p>新任が 1 人、再任が 9 人となっております。</p> <p>では議案第 6 6 号について質疑がありましたら宜しくお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは議案第 6 6 号については原案のとおり決定してよろしいですか。</p> <p>(異義なし)</p> <p>議案第 6 6 号については原案のとおり可決でございます。</p>
佐平委員長	<p>日程第 2 4 議案第 6 7 号 宮古島市立教育研究所長の委嘱について提案と説明をお願いします。</p>
宮國委員長	<p>議案第 6 7 号 宮古島市立教育研究所長の委嘱について、上記の議案を別紙のとおり提案します。説明をお願いします。</p> <p>前任者の退任により所長の席が空席になっておりますのでそれを</p>

佐平委員長

埋めたいというのが提案理由です。

では第67号について質疑がありましたら宜しくお願いします。

(質疑なし)

それでは議案第67号については原案のとおり決定してよろしいですか。

(異義なし)

議案第67号については原案のとおり可決でございます。

※その他

- ・ 3月定例議会一般質問要旨・答弁について
- ・ 入学式における教育委員会告辞について

本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を終了します。